

○特定販売

薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対して一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。)を販売又は授与すること。いわゆる、従来の郵便等販売のこと(ネット販売、カタログ販売、電話販売等。)

○届出事項について

1. 「営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間」について

- ・営業時間とは、実店舗を開店し、販売・授与等を行う時間及び実店舗を閉店し、特定販売のみを行う時間の両者を指すものであり、注文のみを受け付ける時間は含まれない。

- ・例えば、インターネットでの注文を受け付ける場合には、通常24時間受付していると考えられるが、営業時間に含まれるのは、受信した注文内容を薬剤師又は登録販売者が確認した時点から運送業者等に医薬品を引き渡せる状態にするまでの業務を行う時間である。

つまり、販売の可否の判断や情報提供といった薬剤師又は登録販売者が実施する必要がある業務を行っている場合は、特定販売を行う時間(営業時間)に含まれる。

- ・注文を受け付けた旨のメール送信、購入希望商品の名称やお届け先等の電話確認作業のみであれば、単に「注文を受け付ける」ことに含まれるため、その業務を行っている時間は、特定販売を行う時間(営業時間)に含まれない。